

指定養育医療機関の医療法（薬機法）による被処分届

吹田市長 様

指定養育医療機関

所在地

名称

開設者

㊟

母子保健法施行規則第12条第1項及び吹田市指定養育医療機関の指定等に関する要領第5条の規定により、医療法又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による処分を受けたことについて、下記のとおり届け出ます。

記

1 処分を受けた事項及び内容

(1) 根拠法令・条項

(2) 処分の内容

2 処分を受けた年月日

年 月 日